

長崎市子どもの貧困対策推進計画



令和 5 年 3 月
長 崎 市



ごあいさつ

長崎市では、「長崎市第五次総合計画」、「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を目標に掲げ、子育て家庭などの市民のニーズを踏まえながら、時間や場所の切れ目のない支援に取り組むことで、安心して子育てができる環境づくりに努めているところです。

しかしながら、子育て支援に関する施策は、福祉、教育、雇用など問題が多岐に渡り、近年の新型コロナウイルス感染症も影響し、子どもの貧困が大きな問題となっています。

こうした状況の中、本市で実施した「長崎市子どもの生活における実態調査」において、経済的に困窮している世帯の子どもたちは、その他の世帯と比較して心身の健康や学習状況など様々な点で、より困難を抱えていることが確認されました。

そこで、本市では、すべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、「長崎市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

今後は、この計画のもと、市民ニーズなどの現状をしっかりと把握しながら、子育てに関する情報発信を行い、国、県をはじめ関係団体とも連携し、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題に対し、全庁一丸となって取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言を賜りました「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、実態調査やパブリック・コメントにご協力いただきました市民の皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和5（2023年）3月 長崎市長 田上 富久

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	3
5 計画策定にあたっての用語の定義	3
第2章 長崎市における貧困の現状等	4
1 子どもの貧困の状況	4
(1) 全国の子どもの貧困率	4
(2) 長崎市と長崎県及び全国の子どもの貧困率の比較	5
(3) 長崎市の要保護世帯等の子どもの現状	6
(4) 長崎市のひとり親世帯の現状	8
(5) 長崎市の子どもや保護者の生活状況等	10
2 調査結果から見た長崎市の課題	34
第3章 計画の基本理念、基本方針及び重点施策等	37
1 基本理念	37
2 基本方針と重点施策	37
(1) 基本方針	37
(2) 重点施策	38
3 重点施策ごとの指標と目標値、目標を達成するための基本施策	39
(1) 計画の指標と目標値	39
4 施策体系	44
第4章 計画の具体的な取組み	45
1 教育の支援	45
(1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上	45

(2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実	45
(3) 大学等進学に対する教育機会の提供	46
(4) 特に配慮を要する子どもへの支援	46
(5) 教育費負担の軽減	47
(6) 地域における学習支援等	48
(7) その他の教育支援等	48
2 生活の安定に資するための支援	49
(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	49
(2) 保護者の生活支援	49
(3) 子どもの生活支援	51
(4) 子どもの就労支援	52
(5) 住宅に関する支援	53
(6) 児童養護施設等の措置解除後の支援	53
(7) 支援体制の強化	53
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための 就労の支援	55
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	55
(2) ひとり親に対する就労支援	55
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	56
4 経済的支援	57
(1) 子育てに関する経済的支援	57
(2) 養育費の確保の推進	57
(3) 教育費負担の軽減 [再掲]	57
第5章 計画の推進	59
1 計画の推進体制	59
2 計画の進捗管理等	59
資料	60
1 長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催状況	60
【参考資料1】 国の「子供の貧困対策に関する大綱」(抜粋)	61
【参考資料2】 長崎県子どもの貧困対策推進計画(抜粋)	68

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると「子どもの貧困率」は平成24（2012）年の16.3%を頂点に減少に転じてはいますが、平成30（2018）年では13.5%と、依然として子どもの約7人に1人が貧困状態にあるという状況となっています。

このような状況を踏まえ、国においては平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」といいます。）が施行され、同年8月には法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、令和元（2019）年9月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなどが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定され、令和元（2019）年11月には、国の新たな大綱が策定されています。

長崎県においては、平成28（2016）年3月に策定した「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を改定し、令和2（2020）年10月に「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

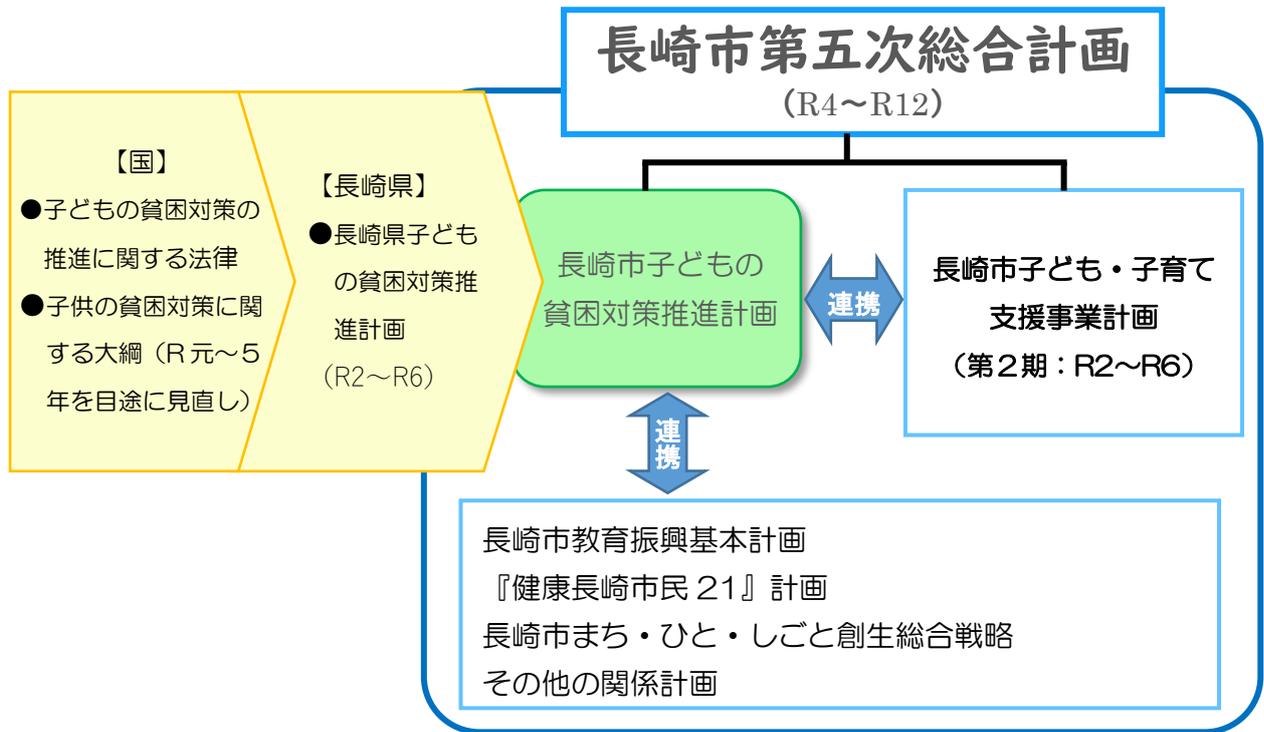
長崎市では、令和3年度に実施した「長崎市子どもの生活に関する実態調査」に基づき、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、長崎市のすべての子どもたちが生まれ育った環境に影響されず、夢や希望を持つことができるよう、長崎市子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく、「市町村における子どもの貧困対策計画」として策定するものです。

また、「長崎市第五次総合計画」を上位計画として、子ども・子育て支援法第61条に規定する「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」にも掲げている「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を実現するために策定するものです。

この計画は、子どもの貧困対策を推進するため、基本的な施策の方向性を定めますが、福祉、教育、保健分野などの個別計画との整合性にも配慮することとします。



3 計画の期間

計画の期間は、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し時期や「長崎県子どもの貧困対策推進計画」の期間を勘案し、令和5年度から令和7年度の3年間とします。

4 計画の策定方法

(1) 実態調査

令和3（2021）年11月15日～11月30日の期間に「長崎市子どもの貧困対策推進計画」策定の基礎資料とすることを目的に「長崎市子どもの生活に関する実態調査」を行いました。

(2) 策定体制

庁内関係部局と素案について協議を行い、「長崎市子ども・子育て推進本部」において、計画策定のための各施策等に関する事項の検討を行い、全庁的な意見を集約した後、「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」における審議やパブリックコメント（市民意見公募手続）を経て策定しています。

5 計画策定にあたっての用語の定義

- (1) 本計画における「子どもの貧困」とは、長崎市における「貧困線」（等価世帯収入¹の中央値の2分の1）以下の収入で暮らす「相対的貧困」にある18歳以下の子どもの存在及び生活状況をいいます。
- (2) 本計画において、「子ども」とは、概ね18歳未満の者とします。
- (3) 子どもと同居し、生計を同一にしている親が「離婚」、「死別」、「未婚」等により、ひとりである場合、その呼称を「ひとり親世帯」とします。
- (4) 子どもと同居し、生計を同一にしている親が結婚している（再婚や事実婚を含む）世帯の呼称を「非ひとり親世帯」とします。

¹ 等価世帯収入…世帯の年間可処分収入を世帯員数の平方根で割って調整したもの。